

東区役所にこにこルーム運営業務提案書作成要領

1、業務名称

東区役所にこにこルーム運営業務

2、業務概要

堺市では、子育て中の親の子育てへの負担感や不安感、孤立感の軽減、ひいては、児童虐待の未然防止を図るため、子育て中の親子同士の交流や子育ての悩みの相談、地域の子育て支援情報の提供などを行う「東区役所にこにこルーム」（以下「ルーム」という。）を運営する事業者を募集します。

ルームは、子育て中の親子に気軽に利用していただく場であるとともに、地域の子育て支援拠点としての役割を果たすことを目的としており、子育て支援のノウハウを有し、行政と連携して支援に取り組むことのできる事業者への委託により運営を行うものです。

3、業務履行場所

東区役所1階 にこにこルーム内（堺市東区日置荘原寺町195番地1）

※仕様書6（2）①の業務については、東区役所内の別室で実施する場合があります。

4、業務履行期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日までとする。

ただし、平成31年3月1日から平成31年3月31日までは引き継ぎ期間とし、業務開始は平成31年4月1日からとする。

なお、引き継ぎ期間については業務の履行が発生しないため、契約代金を支払わないものとする。

5、担当課

所在地 〒599-8112 堺市東区日置荘原寺町195番地1（東区役所3階）
堺市東区役所東保健福祉総合センター子育て支援課（担当 柘植）

電話 072-287-8198（課直通）

FAX 072-286-6500

Eメール higashikoshi@city.sakai.lg.jp

6、プロポーザル参加資格要件

以下の要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び堺市契約規則（昭和50年規則第27号）第3条の規定に該当しない者。
- (2) 東区役所にこにこルーム運営業務プロポーザル参加資格確認申請書提出締切日から

審査結果通知日までの間に、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成 11 年制定）に基づく入札参加停止又は入札参加回避を受けていない者及び入札参加有資格者でない者にあつては当該措置要件に該当する行為を行っていない者。

※優先交渉権者が、審査結果通知日から契約締結日までの間に上記措置を受けた場合あるいは上記措置要件に該当する行為を行ったと認められる場合は優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (3) 東区役所にこころルーム運営業務プロポーザル参加資格確認申請書提出締切日から審査結果通知日までの間、堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 24 年制定）による入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。）を受けていない者及び入札参加有資格者でない者にあつては当該措置要件に該当する行為を行っていない者。

※優先交渉権者が、審査結果通知日から契約締結日までの間に上記措置を受けた場合あるいは上記措置要件に該当する行為を行ったと認められる場合は優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者又は更生手続き開始の申立てをしている者及び申立てをなされている者で、会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者又は再生手続き開始の申立てをしている者及び申立てをなされている者で、民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者。
- (6) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者。

7、日程

- | | |
|---------------------------|--------------------------|
| (1) 公募開始日 | 平成 30 年 1 1 月 1 日（木） |
| (2) プロポーザル参加資格確認申請書等提出締切日 | 平成 30 年 1 1 月 30 日（金） |
| (3) 質問締切日 | 平成 30 年 1 1 月 30 日（金） |
| (4) 質問回答日 | 平成 30 年 1 2 月 7 日（金）【予定】 |
| (5) プロポーザル参加資格確認結果通知日 | 平成 30 年 1 2 月 7 日（金）【予定】 |
| (6) 企画提案書等提出締切日 | 平成 30 年 1 2 月 28 日（金） |
| (7) プレゼンテーション実施日 | 平成 31 年 1 月中旬～下旬【予定】 |
| (8) 審査結果(採否)通知日、優先交渉権者決定 | 平成 31 年 1 月下旬【予定】 |

※ 1 本業務についての説明会を実施する予定はない。

※ 2 質疑、参加資格確認申請書、企画提案書等は公募開始日から提出可能とする。

8、応募書類の配付

次の(1)、(2)のいずれかの方法による。

- (1)平成 30 年 1 1 月 1 日（木）から平成 30 年 1 1 月 30 日（金）まで、堺市ホームページからダウンロードする。

トップページ／子育て・教育／子育て支援情報（さかい☆HUG はぐネット）／

募集情報 <http://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/hughug/boshu/index.html>

(2)前記5の担当課で配付する。

配付期間：平成30年11月1日（木）から平成30年11月30日（金）まで
午前9時から午後5時30分まで(土曜日、日曜日、祝日を除く)

9、提出書類

(1)プロポーザル参加資格確認申請書等の提出

企画提案書等を提出（プロポーザル参加）する者は、下記のとおり「プロポーザル参加資格確認申請書」等を提出すること。

①提出書類

(ア)プロポーザル参加資格確認申請書【様式1】

・必要事項を記入し、押印等をした上で提出すること。

(イ)同意書【様式2】

・事業者（本社に限る）の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印すること。

・提出部数は1部とする。

(ウ)国税の納税証明書（法人はその3の3、個人はその3の2とし、平成30年11月1日以降に発行されたものを必ず添付すること。写し可。）

・提出部数は1部とする。

※提出書類(イ)(ウ)については、堺市登録業者の場合、提出は不要である。

②提出期限

平成30年11月30日（金）午後5時30分まで

③提出先

前記5の担当課まで

④提出方法

直接持参または郵送（FAX 不可）してください。

【持参の場合】上記提出期限までの午前9時から午後5時30分まで(土曜日、日曜日、祝日を除く)に持参すること。

【郵送の場合】上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を前記5担当課まで電話連絡し、到達確認をすること。

※前記6のプロポーザル参加資格要件を満たしていない場合は、プロポーザルに参加することができない。参加資格確認申請書を提出した事業者に対して、参加の可否について、平成30年12月7日（金）【予定】に書面にて通知する。

(2) 企画提案書等の提出

①提出書類

(ア)企画提案書【様式3】

- ・ A 4 版縦 横書 両面印刷 左綴じ (ページ番号を付けること)
- ・ 提出部数 8 部 (正 1 部 副 7 部)

- ・ 正 1 部の表紙には、事業者の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印し、下欄には担当者連絡先を記載すること。
- ・ 副 7 部の表紙には、提案者が判別できるような記載等は一切行わないこと。
- ・ 提案書 (表紙を除く。) には、提案者が判別できるような記載、表現、ロゴの記載、資料の添付等は一切しないこと。判別できる場合には失格にすることもあるので十分確認したうえで提出すること。

- ・ 本事業において企画提案をすることができるのは 1 案だけである。
- ・ 提出期限後の企画提案書の差替は認めない。(本市が補正等を求める場合を除く。)

(イ)見積書【様式 4】

- ・ A 4 版縦 横書 両面印刷 左綴じ
- ・ 提出部数 8 部 (正 1 部 副 7 部)

- ・ 正 1 部の表紙には、事業者の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印すること。
- ・ 副 7 部の表紙には、提案者が判別できるような記載等は一切行わないこと。判別できる場合には失格にすることもあるので十分確認したうえで提出すること。

- ・ ルーム運営に必要な経費 (業務委託料) を費目ごとに計上すること。積算内訳はできるだけ詳細に記載すること。なお、運営会議等での飲食費や事業と直接かわりのない経費の計上は認めない。
- ・ 見積書の提案上限金額は 1 3, 2 6 4, 0 0 0 円 (税抜き。本事業は社会福祉法第 2 条第 3 項の第二種社会福祉事業にあたるため、消費税法第 6 条第 1 項に基づき非課税) とし、年度ごとの経費の提案上限金額は、下表内の各年度の金額以下とする。

なお、提案上限金額を超える見積金額の提案があった場合は失格とする。

年度	提案上限金額
平成 3 1 年度	4, 4 2 7, 0 0 0 円
平成 3 2 年度	4, 4 1 0, 0 0 0 円
平成 3 3 年度	4, 4 2 7, 0 0 0 円

- ・ 業務委託料の支払いは前金払い (3 か月ごとに受注者の請求を受け、支払うもの) とし、最終的に経理状況を報告する。なお、委託料の追加請求は認めない。

②提出期限

平成 3 0 年 1 2 月 2 8 日 (金) 午後 5 時 3 0 分まで

③提出先

前記 5 の担当課まで

④提出方法

上記提出先まで直接持参または郵送のこと。

【持参の場合】上記提出期限までの午前9時から午後5時30分まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）に持参すること。

【郵送の場合】上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を前記5担当課まで電話連絡し、到達確認をすること。

10、提案書記載事項

別紙の「東区役所にこころルーム運営業務仕様書」に基づき、次の項目についての提案書を作成すること。

(1) 団体概要・ルーム運営方針

事業者の設立趣旨や、ルームの運営に際しての基本的な考え方などを記載すること。

(2) 運営計画

業務仕様に基づく開設日におけるプログラムなど、業務履行期間における運営計画（子育て及び子育て支援に関する講習等の企画も含む。）を具体的に記載すること。

なお、子育て及び子育て支援に関する講習等の企画については、子育て家庭の育児に関する知識の習得等による育児力向上に資するとともに、地域の子育て支援の担い手を育成するという視点に立ち企画内容を記載すること。

(3) 運営体制

人員配置等の運営体制やスタッフの資質、子育て支援のスキル向上策などについて記載すること。

(4) 相談対応

就学前親子からの相談への対応や発注者等関係機関との連携の考え方について記載すること。

(5) 交流促進

利用者同士の交流の促進策について記載すること。

(6) 安全対策・個人情報保護

利用者の安全確保対策及び個人情報の保護対策について記載すること。

11、提案書作成に関する質問受付

提案書作成に関して疑義が生じた場合には、疑義内容等を質問票【様式5】に記入し、前記5の担当課までFAXもしくは電子メールにて問い合わせること。FAX又は電子メールの場合は、送付後、速やかに担当課まで電話をし、必ず到達確認をすること。

なお、質問受付の締切は平成30年11月30日（金）午後5時30分までとし、それ以後は一切受け付けない。また、質問回答については12月7日（金）【予定】に堺市ホームページに掲載する。

堺市ホームページ：<http://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/hughug/boshu/index.html>

12、提案書提出の辞退

・プロポーザル参加資格確認申請書を提出後、提案書を提出しない（プロポーザルの参加を辞退する）場合は、「プロポーザル参加辞退届」【様式6】に事業者の住所、商号また

は名称、代表者職氏名、辞退理由を記載のうえ、代表者印を押印し、1部提出すること。

また、その際には、本市から交付した関係書類はすべて返却すること。

- ・企画提案書を提出後、プロポーザル参加を辞退する意向のある場合には、下記提出先まで連絡すること。下記辞退届提出期限を過ぎた後の辞退は、原則として認められないが、辞退するに至った事情等を聞いたうえで取扱いを決定することとする。ただし、企画提案書の審査手続きを終えている場合は、辞退することはできない。

(1) 辞退届提出期限

平成30年12月28日（金）午後5時30分まで

(2) 提出先

前記5の担当課まで

(3) 提出方法

上記提出先まで直接持参または郵送のこと。（FAX不可）

【持参の場合】上記提出期限までの午前9時～午後5時30分まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）に持参すること。

【郵送の場合】上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を前記5の担当課まで電話連絡し、到達確認をすること。

13、失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、優先交渉権者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

(1) 提案者がプロポーザル参加資格要件を満たさなくなった場合

(2) 堺市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を提出しない場合（ただし、契約金額が500万円未満の場合は除く。）

(3) 見積書の金額が、提案上限金額を上回る場合

(4) 提出期限までに書類が提出されない場合

(5) 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く。）

(6) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(7) 著しく信義に反する行為があった場合

(8) 契約を履行することが困難と認められる場合

(9) 企画提案書の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合

(10) 本事業について2案以上の企画提案をした場合

(11) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

14、企画提案書等の審査

(1) 審査基準及び配点表

別紙「選定審査基準」及び「評価表」のとおり

(2) 審査方法

- ・提出書類は堺市の庁内関係部局等で構成する選定庁内委員会において審査し、総合的に判断し、最も優秀であると認められた1者を選定する。
- ・提出書類の内容についてのプレゼンテーションの実施を予定しているため、日時等詳細については別途連絡を行う。
- ・審査を行う上で疑問点や確認事項が発生した場合は、各々の提案者に確認を行う。
- ・審査内容、結果についての異議は認められない。
- ・提案が1者のみの場合は、選定庁内委員会で提案内容を審査し、優秀であるときは優先交渉権者として選定する。

(3)審査結果

審査結果は採否に関わらず、平成31年1月下旬（予定）に通知する。

(4)優先交渉権者の決定

審査の結果を踏まえ、最も評価の高かった者を優先交渉権者として決定する。

15、契約の締結

(1)契約者の決定

①優先交渉権者との契約交渉が成立した場合は、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。その場合、当該事業者は平成31年2月下旬までに契約が締結できるように速やかに手続きを進めること。なお、その際に当該事業者が提案した内容は、仕様書に規定されたものとみなす。また、企画提案書及び仕様書等に記載のない事項については、堺市と協議を行うものとする。

②優先交渉権者との契約が成立しなかった場合は、プロポーザルの提案順位が次順位の者が優先交渉権者となり、契約交渉を行い、成立した場合には、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。

なお、当初の優先交渉権者が契約を辞退したことにより契約が成立しなかった場合、その辞退理由が正当な理由ではないと本市が判断した場合及び契約不成立により本市に著しい損害が生じる場合には、優先交渉権者である事業者に対して入札参加停止措置等を行うことがある。

(2)契約金額

契約金額は、提案された見積書の金額の範囲内とする。

(3)契約保証金

本業務の契約に係る契約保証金は、契約金額の10/100以上とする（ただし、利子は付さない）。

なお、次の各号に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

ア 保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。

イ 過去2年間に、国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、これらをすべて誠実に履行したとき。

ウ 契約金額が、1,000,000円以下であるとき。

(4)誓約書の提出

優先交渉権者は、契約締結までに堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書（契約金額（単価契約の場合は、契約単価に予定数量を乗じた金額）が500万円未満の場合は除く。）を作成し、提出すること。

16、その他

(1)提出書類は選定結果にかかわらず返却しない。ただし、不採用となった場合には本市で定めた保存年限満了後、本市の責において全て処分するものとし、本業務における審査以外では使用しない。

なお、提出書類や選定結果（不採用となった団体の名称、審査結果を含む）は堺市情報公開条例により情報公開の対象となる場合がある。

(2)提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。

(3)原則として、企画提案書で表明された内容が契約内容となるため、実現性が低いにもかかわらず提案するようなことがないこと。優先交渉権者に決定された後であっても業務目的が達成できないことが確認できた場合には契約を締結しない場合がある。それに伴う提案者が被る損害について、本市は一切賠償しない。

(4)企画提案書の作成等プロポーザルに要する費用は、すべて提案者の負担とする。